

「石巻市震災復興基本計画(素案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)  
の結果と御意見・御提言に対する石巻市の考え方

平成23年12月5日

石巻市では、「石巻市震災復興基本計画(素案)」について、平成23年11月10日から平成23年11月23日の間、ホームページ等を通じ市民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、12人、1団体、3企業から合計100項目の貴重な御意見・御提言をいただきました。いただきました御意見等につきましては、この計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

いただきました代表的な御意見等に対する石巻市の考え方につきましては、以下のとおり回答いたします。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第2章	土地利用の考え方	門脇三丁目1～8番(通称八間道路の北側)が居住地となっているが、甚大な被害があり堤防等を整備しても安心して住めないこと、9～13番が移転してしまうと地域コミュニティが崩壊してしまうこと、孤立した小さな住宅地となることから、公共施設やスーパー、病院等がなくなり、日常生活に支障をきたす懸念があること、九死に一生を得た人の中には、津波の恐怖で心的な要因で住めない人がいること、全て流失したため、土地等を自力購入ができず経済的に困難なことにより、この地区も南浜町同様の集団移転または希望者のみの移転ができるよう切に願う。	門脇地区は津波による被害が甚大な地区であり、今後のまちづくり計画の中で、被災者の意向調査を実施し、個別に対応しながら検討して参ります。
第2章	土地利用の考え方	これまでの増水時のデータによる高さを基本とした高さでは、防災には限度があると考えた計画とする。	ご意見の主旨については、以下のとおり記載しています。 P18 5 土地利用の考え方 (1)市街地の土地利用 「今後想定される最大級の津波に対する完全防御は困難であり、防潮堤のほか、堤防機能を有する高盛土道路や防潮林を整備することにより津波の減勢を図るとともに、高台への避難路や避難ビルの確保など、トータルで安全性を確保する「多重防御」により災害を最小限にとどめる「減災」を図ることとしております。」

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第2章	土地利用の考え方	<p>新たに高台に集落をつくることは反対。あちこちに集落をつくる行為はコンパクトシティの構想と逆行しています。安全で住みやすい場所に集団で移転してもらえような施策をとるべき。</p>	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 沿岸・半島部の土地利用に関する考え方は、以下のとおり記載しています。</p> <p>P19 (2)沿岸・半島部の土地利用 「沿岸・半島部などの漁業集落においても、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を推進し、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部を居住等の場としての土地利用を推進します。移転に当たっては、住民の意向を踏まえながら、また、高齢化や人口流出により集落の維持が困難とならないよう配慮しながら、居住場所の選定を行います。」</p> <p>また、コンパクトシティの構想は、以下のとおり記載しています。</p> <p>P18 (1)市街地の土地利用 「旧北上川河口部に位置する中心市街地エリアは、河川堤防と一体となったまちづくりを基本とし、新たな土地活用の手法を導入しながら市街地再開発等を行い、商業業務機能や居住機能のほか、多様な都市機能を集積させ、にぎわいある新生中心市街地を目指す土地利用を推進します。」</p> <p>P76 (1)中心市街地商店街の復旧・復興課題と方向性 「蛇田地区の広域型商業地との機能分担も考慮しながら、これまで以上に、再開発事業等の促進を図るとともに、水辺と親しめる空間づくりや安全で安心して歩き、暮らすことのできる、コンパクトなまちづくりを推進し中心市街地商店街の再建に努めます。」</p>

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	防災施設の整備	工業港各所の避難ビルについては、公共建築物が基本であるが、民間企業ビルに機能を任せる時には、建設費を補助するとともに、避難物資の常備を援助する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 なお、避難ビル等の設置・機能整備に関する考え方は以下のとおり記載しています。 P26 ◆避難ビル等の設置・機能整備 「・市内建築物の構造・機能などを検証した上で、津波到達予想時間や地形的条件等を勘案して、津波からの避難が特に困難と想定される地域に緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの設置を促進します。さらに、簡易トイレ、飲料水等を備蓄します。 ・避難ビルの指定が困難なエリアについては、公共施設利用も勘案した避難ビルや避難タワーを整備します。」
第3章	防災施設の整備	まちなかでの再開発事業等に合わせ、上階部や屋上部を活用した複合的な避難ビルの整備・指定のほか、補助、助成を望む。	なお、避難ビルを公共建築物だけで賄うことは困難であることから、空白となる地区を補うため民間企業ビルの活用をさせて頂くことを考えております。そのための支援策につきましては国において税制面での優遇措置を検討しておりますが、本市におきましても備蓄などに対する補助制度も検討いたしております。
第3章	防災施設の整備	避難ビルには対応年数があることから、高台への公園とそこまでをむすぶ避難道路の整備が効果的であり、避難ビルは避難道路の盲点に建設するくらいの無駄のない防災対策を考えてもらいたい。	
第3章	防災施設の整備 新エネルギー等の活用	太陽光パネルや風力発電等を公共施設への設置するべきではないか。	ご意見の主旨は以下のとおり、記載しています。 P26 ◆避難所の配置・運営の見直し 「各避難所に物資・防災用具の備蓄、簡易トイレの設置、太陽光パネルの設置やエンジン式の発電機を併用することによる電源のバックアップ機能など、各避難所の機能強化を図ります。」 今後、新設される公共施設の規模・場所・施設の特性などを勘案し、構想の時点から太陽光・風力など条件に適した発電施設を検討し、可能な限り設置していくよう、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	情報伝達手段の整備	重吉、西浜地区では、防災警報が聞こえないので、各企業への防災警報連絡網を整備する。	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 防災行政無線等の強化については、以下のとおり記載しています。</p> <p>P28 ◆防災行政無線等の強化 「・応急復旧として、アナログ対応機器の設置等を行うとともに、現在、地域ごとの運用形態となっている防災行政無線について、情報伝達の強化を図るため、全域のデジタル化統合を推進します。 ・災害発生時の通信連絡網の強化を図るため、市内の病院など主要な施設等へ移動系無線の配備を図ります。 ・難聴エリア対策として、戸別受信機の活用やFMラジオ聴取エリアの拡大を図ります。また、聴覚障がい者への対応としてLEDライト点灯機能を備えた戸別受信機など、障がい者など要援護者へ配慮した情報伝達機材を検討し、配備します。 ・携帯メール登録者の普及拡大及びテレフォンスービスの周知を図ります。」</p> <p>重吉地区・西浜地区の防災行政無線スピーカーは津波被害により現在稼働しておりませんが、機器の再整備により、早期に修復する予定です。また、全市を対象とした防災行政無線の再構築配備に伴い、戸別受信機の拡大配備も実施してまいります。</p>
第3章	防災対策の見直し	女川原子力発電所については、避難経路の整備や東北電力に対して、さらなる完全性の確保を求めることは当然であるが、3月11日、4月7日の地震の際、冷却のための電源系統が寸断寸前となった事実も踏まえ、再稼働に関する市の姿勢を再検討する余地はないか。	女川原子力発電所の再稼働につきましては、東北電力(株)の安全対策の実施状況を確認しながら、市民の安全確保を最優先に、慎重に判断してまいります。
第3章	防災対策の見直し	原子力防災重点地域が30km圏に拡大された場合、石巻のほぼ全域となることから、他地域に対しリードできる安全対策に取組むことのできる事故を想定した防災計画の策定を行う。	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。地域防災計画の見直しについては、以下のとおり記載しています。</p> <p>P30 ◆地域防災計画の見直し 「・今回の震災においては、市民生活における防災対策の考え方を根底から見直す必要があることから、抜本的に見直した地域防災計画の策定を行います。」 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、市外への避難や災对本部の設置等を想定した「石巻市地域防災計画」の「原子力災害対策編」の見直しを進めます。</p>

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	防災対策の見直し 都市基盤の復旧・復興	工業港からの避難道路と渋滞解消を目的とし、臨港道路東1号線については、道路の拡幅並びにT字路から先は直線道路を国道398号まで伸ばすか、T字路から先は立体道路として国道398号まで繋げる。	新たに建設する防御を考慮したかさ上げ道路及び国道398号線にアクセスできる複数の道路を整備し、避難路の確保を図ってまいりますので、今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	防災対策の見直し 都市基盤の復旧・復興	北部バイパスへのアクセスを一直線となるような避難道が必要であることから、立町から中里へ抜ける道路の整備。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	防災対策の見直し	平時から放射線のデータを独自に集め、事故対応に備える部署が必要であり、監視体制を県とは別に市独自でも行う。	<p>ご意見の主旨は、以下のとおり記載しています。</p> <p>P31 女川原子力発電所等の安全確保 「・女川原子力発電所の安全対策については、万全の対策を講じるよう国や事業者に要請するとともに、その実施については、関係自治体と共に確認して行きます。 ・震災により被害を受けた放射線の監視体制については、設置場所の見直しを含め再構築を宮城県に要請します。 ・放射線のきめ細かな測定のため、公共施設における測定器具の配備を進めます。 ・放射線・放射能に関し、わかりやすく、迅速な測定データの提供や正しい知識の普及啓発を図ります。 ・福島第1原子力発電所の事故を発端とする放射能に対する不安を解消するための取組を行います。」</p> <p>具体的には、平時からの放射線量の監視のため、各総合支所、各支所等の公共施設への測定器の配備を進め、定期的な放射線量の測定を行うよう計画しております。</p>
第3章	防災対策の見直し 都市基盤の復旧・復興	水明地区から北部バイパスへの避難道として、新橋を建設する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	防災対策の見直し 漁港及び魚市場の 復旧・復興 被災農林業への 再建支援	放射能の農漁業への影響(風評被害も含めた)は、必ず出てくると思われることから、測定結果から抽象的に安全宣言をするのみだけでなく、様々な立場の人の協力も得て、より信頼性と説得力のある具体的な公表に努めてほしい。	ご意見の主旨については、以下のとおり記載しています。 P70 ◆放射能問題への対応 「食品放射能測定機器により漁獲物の測定検査を行い、検査結果を迅速に公表するなど、風評被害対策に取り組みます。」 P80 ◆放射能問題への対応 「農作物及び畜産物等の放射性物質検査を行い、調査結果を迅速に公表するなど、風評被害対策に取り組みます。」と記載しています。 今後も関係機関と連携し、迅速な公表に努めてまいります。
第3章	地域コミュニティの 再生支援	子どもたちに遊べる空間を提供するため、仮設住宅地内の集会所周辺にプレイパーク(体験型アスレチック公園)を建設する。	子どもたちの遊べる空間の必要性はご意見のとおりであり、今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	地域コミュニティの 再生支援 恒久住宅の 復旧・復興	仮設入居の際に、従前のコミュニティを無視して進められた結果、他者との交流ができなくなったことから、復興住宅建設や集団移転事業の際には、コミュニティの再生という課題に取り組む必要がある。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。なお、コミュニティ再生については、主に以下のとおり記載しています。 P34 ◆コミュニティ支援による絆の形成 「町内など比較的小さいエリアによる交流事業から、コミュニティの再生と人と人との繋がりの回復を図ります。 ・コミュニティの形成のための新たな取組に対して支援を行います。 ・仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした健康相談会や茶話会を開催し、疾病予防や健康増進意識の高揚を図ります。また、これらを通じて仮設住宅団地内のコミュニティの育成を促進することにより、住民同士の見守り体制や生きがいを醸成し、孤独死対策や健康増進につなげます。 P34 ◆集会所等コミュニティ施設の復旧 「地区ごとに設置・整備されていた集会所等のコミュニティ施設の整備を行い、地域コミュニティの拠点の復旧を図ります。 ・各集会所の整備や改修に当たっては、避難所や災害備蓄倉庫としての活用も踏まえた整備への支援を行います。」

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	都市基盤の復旧・復興	住吉公園付近の住宅地の盛土と未利用空地の効率化のために住吉町一丁目を区画整理事業を行ってはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	都市基盤の復旧・復興	三陸道を早期に全車線4車線化かつ常時無料化になるよう積極的に働きかけてほしい。	道路・橋りょうの整備については、P37 ◆道路・橋りょうの整備にて記載しています。 三陸道の4車線化については、3次補正予算で鳴瀬奥松島IC～桃生豊里IC間の調査設計及び一部工事に着手する予定となっております。また、無料化については、平成23年12月1日から平成24年3月31日まで東北地方の自動車道の無料措置が実施され、三陸道を含む宮城、岩手、福島3県の自動車道は毎日、すべてが無料区間となっております。その後、無料措置の継続は未定となっておりますので、全線4車線化と併せて、宮城県、関係市町と緊密に連携しながら、国に働きかけを行ってまいります。
第3章	都市基盤の復旧・復興	三陸道の早期4車線化にも取り組んでほしい。	
第3章	都市基盤の復旧・復興	蛇田地区に50haだけでない大規模な区画整理事業を行い、集客力のある大規模店舗の誘致、主要道路の2車線化、住宅地整備をはかってほしい。特に日赤病院付近は特区と位置付け、市主導で医療モール、介護施設、高齢者専用賃貸マンション等の誘致による他地域からも集まるような高齢者に優しいまちづくりをしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	都市基盤の復旧・復興	貞山堀を整備して公園・釣り堀化し、市民に開放すべき。また、生息するうなぎ、鯉等大きな水槽に陳列し、子どもたち等に教えるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	都市基盤の復旧・復興	関係権利者以外の土地、建物の事前売買による復興の遅延、阻害の防止のほか、地元賛同の上での事業推進のための事前取得助成が必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	都市基盤の 復旧・復興	行政による、不在の地権者対応のほか、合意形成や手続きの簡略化等が必要。	事業実施に係る制度改正緩和について、国・県に対して要望して参ります。
第3章	都市基盤の 復旧・復興	満潮時の冠水・浸水対策は、地域住民や通勤通学者にとって喫緊の課題であり、津波被害から逃れた地域も深刻な被害を受けていることから、雨水排水ポンプや排水路の整備は、10年間といわず、より緊急性の高い課題でないか。	<p>ご意見の主旨については、以下のとおり記載しています。</p> <p>P39 ◆雨水排水施設の整備 「雨水排水ポンプ場の早期復旧を図るとともに雨水管渠の破損状況の調査を実施し、壊滅的被害を受けた地区における雨水排水区の見直しなど、雨水排水施設の総合的な整備事業を推進します。 ・旧北上川河口部や湊・渡波地区などの地盤沈下により浸水するエリアについては、排水施設等を設置し、冠水対策を強化します。 ・高潮により浸水区域が広範囲に及んでいる新北上川河口部(北上地区)については、国の直轄事業による排水ポンプ場の整備を県と連携しながら促進します。」</p> <p>詳細につきましては、現在のところ、被災した既設の排水ポンプ場の復旧工事を急ぐとともに、仮設ポンプを配置するなどして雨水排水への対応を行なっているところでありますが、震災に伴う市全域の地盤沈下により、これまでポンプ施設の無かった地域(地区)にも、雨水排水施設が必要と見込まれるなど、雨水排水対策は緊急性の高い課題と認識しております。</p> <p>今後、排水施設の新設が必要と考えられる箇所については、海岸や川岸といった堤防(防潮堤)等との調整が必要な箇所が多く、復興計画との関連等、整備には一定の期間が必要となっている場所もありますが、下水道事業における災害復旧事業で対応できる箇所については、平成24年度から事業に着手し、平成27年度を目標に整備を進める方針としております。</p>
第3章	都市基盤の 復旧・復興	今回被害で全壊地区については、内陸部への集団移転の検討が最も良いと思われることから、市が積極的に農地転用を推進し、市民が安心できる街づくりを強く願う。	<p>ご意見の主旨については、主に以下のとおり記載しています。</p> <p>P96 ●みんなで築く災害に強いまちづくり 「被災者の速やかな生活基盤の形成のため、蛇田地区に新たな市街地の整備を推進します。」</p> <p>P99 ●みんなで築く災害に強いまちづくり 「被災者の速やかな生活基盤の形成のため、渡波地区に新たな市街地の整備を推進します。」</p>



章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	都市基盤の 復旧・復興	橋の補強、拡張のほか、新橋建設する場合は、歩道のほかに自転車道を完備するか、十分な広さの歩道とする。	道路・橋りょうの整備については、P36 ◆道路・橋りょうの整備に記載しています。ご意見は、今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	都市基盤の 復旧・復興  公共交通の復旧  学校教育・社会 教育施設等の 復旧・復興	鹿妻地区への避難路の整備のほか、今回、被害の少なかった地域にJR新渡波駅や新渡波中学校を整備してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 新駅の設置には周辺の開発計画やそれに基づく綿密な将来需要予測が必要になることから、復興市街地整備計画と合わせ、必要な調査の実施を行うなどして検討していくこととなります。 渡波中学校の災害復旧整備については、現地での復旧は津波被害に対する安全の確保が困難と判断しており、被害の少なかった地域に新築移転する方向で検討しています。 鹿妻地区への避難路の整備については、市全体の道路計画の見直しを行うに当たり、参考とさせていただきます。
第3章	都市基盤の 復旧・復興  津波減災施設の 復旧・復興	定川河口については、水門による津波対策とし、また、橋は避難道路として拡幅する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	堤防(防災性)と水辺の魅力(親水性)の両立・バランスを図った計画を望む。	ご意見の主旨は、以下のとおり記載しています。 記載箇所： P42(2)津波減災施設の復旧・復興 ◆河川施設の整備「旧北上川河口部については、水辺景観にも配慮しながら、まちづくりと一体となった河川堤防の整備を推進します。」
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	市民の水へのかかわり(思い)をつなぐため、単なるコンクリートの防潮護岸でなく、市民が多様な生活・活動ができる護岸空間(川辺空間)の整備をお願いする。	P76(1)中心市街地商店街の復旧・復興 ◆中心市街地商店街の復旧・復興 「中瀬地区の有効活用を含め、水辺と親しめる空間づくりに努めます。」 「旧北上川河口部の堤防整備と併せてプロムナードを整備し、水辺の賑わいの創出を図ります。」

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	渡波地区南側の防災林(国有林)内への新たな防潮堤を造った場合、海岸線からの距離が短く東部道路のような効果が期待できないと思われるため、国道398号線を高盛土道路とし、既存堤防のかさ上げ、防災林の保全(補強)と避難場所等の整備について再検討いただきたい。	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。なお、津波の防御に関する考え方は以下のとおり記載しています。</p> <p>P18 (1)市街地の土地利用 「今後想定される津波、高潮から人命や財産を守るため、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対しては、海岸防潮堤や河川堤防により市街地の防御を目指します。しかし、今後想定される最大級の津波に対する完全防御は困難であり、防潮堤のほか、堤防機能を有する高盛土道路や防潮林を整備することにより津波の減勢を図ります。また、高台への避難路や避難ビルの確保など、トータルで安全性を確保する「多重防御」により災害を最小限にとどめる「減災」を図ります。」</p> <p>また、避難場所等の整備に関する考え方は、以下のとおり記載しています。</p> <p>P26 ◆避難所の配置・運営の見直し 「・津波浸水予想区域、公共施設等の配置、交通アクセス等を考慮し、災害時にも避難者の安全を確保できるよう、避難所配置の見直しを行います。 ・各避難所に物資・防災用具の備蓄、簡易トイレの設置、太陽光パネルの設置やエンジン式の発電機を併用することによる電源のバックアップ機能など、各避難所の機能強化を図ります。」</p> <p>P26 ◆避難ビル等の設置・機能整備 「・市内建築物の構造・機能などを検証した上で、津波到達予想時間や地形的条件等を勘案して、津波からの避難が特に困難と想定される地域に緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの設置を促進します。さらに、簡易トイレ、飲料水等を備蓄します。 ・避難ビルの指定が困難なエリアについては、公共施設利用も勘案した避難ビルや避難タワーを整備します。」</p>
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	津波シミュレーションといった科学的な根拠を示してほしい。	現在、県において最終的な調整確認を行っており、最終的な結果に基づき提示いたします。
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	防潮堤の整備範囲、整備時期などを早く示してほしい。	防潮堤に関する具体的な事業計画については、早期に公表できるよう県に対して要望して参ります。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	近隣建物での安全性の強化やソフト対応での住民の減災・防災意識の徹底が何より重要であり、また、市民の心の復興のうえで、新設護岸の形態・利用は非常に重要なことであることから、大前提として可能な限り低い堤防(KP3.5m)を望む。	堤防の高さについては、河川管理者の堤防計画に基づき、安全で安心できる住職環境づくりに努めます。
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	1.5～2.0mまで浸水した釜地区は、防潮堤及び高盛土道路で対応できると考えているのか。	津波防御に関する考え方については、国の中央防災会議、県の海岸保全施設の計画高により、頻度の高い津波に対応することになっており、今回のような大津波に対する防御に関する考え方は、以下のとおり記載しています。  P18 (1)市街地の土地利用 「今後想定される津波、高潮から人命や財産を守るため、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対しては、海岸防潮堤や河川堤防により市街地の防御を目指します。しかし、今後想定される最大級の津波に対する完全防御は困難であり、防潮堤のほか、堤防機能を有する高盛土道路や防潮林を整備することにより津波の減勢を図ります。また、高台への避難路や避難ビルの確保など、トータルで安全性を確保する「多重防御」により災害を最小限にとどめる「減災」を図ります。」
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	防潮堤の高さについては、頻度の高い津波対策となっているが、今回の津波に対応できる高さにする。	
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	浸水被害区域は、排水路整備や排水施設を強化し、川本来の姿を残し、自然の持つ機能を活かした治水対策を考える。	今後の復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 排水路整備や排水施設の強化については、以下のとおり記載しています。 P39◆雨水排水施設の整備 「雨水排水ポンプ場の早期復旧を図るとともに雨水管渠の破損状況の調査を実施し、壊滅的被害を受けた地区における雨水排水区の見直しなど、雨水排水施設の総合的な整備事業を推進します。 ・旧北上川河口部や湊・渡波地区などの地盤沈下により浸水するエリアについては、排水施設等を設置し、冠水対策を強化します。 ・高潮により浸水区域が広範囲に及んでいる新北上川河口部(北上地区)については、国の直轄事業による排水ポンプ場の整備を県と連携しながら促進します。」  河川法では治水、利水、環境を大きな柱として河川事業に取り組むこととしており、堤防や護岸等整備にあたっては河川環境への影響を考慮して整備を進めることとなります。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	北上川河口東西岸の建築制限区 域、河口部や大瓜地区、向陽町付 近の曲り部に広く河川敷を整備す るほか、追波川河口部も同様に河 川敷とする。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施す る際の参考とさせていただきます。
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	信玄堤や調整池を組み合わせ、 安全な方向へ水を流す治水対策 を整備するとともに、江合川、追波 川、真野川など、北上川支流に増 水時の調整池を整備する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施す る際の参考とさせていただきます。 北上川の支川については、国県が管理し、背 後地の土地利用なども含めて計画を策定して 河川整備を行っておりますが、現計画に遊水 地はありません。今回ご意見があったことにつ いては、国・県へお伝えします。
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	川本来の美しきよし林の復活や、 堤内防備林の整備を進める。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施す る際の参考とさせていただきます。
第3章	津波減災施設の 復旧・復興	川への津波の遡上防止として、 河口沖合堤防を建設してはどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施す る際の参考とさせていただきます。 市内を流れる北上川、旧北上川、定川は、管 理者の国・県が計画策定と整備を行いますの で明言はできかねますが、沖合堤防によって 津波の河川遡上を減勢はできても、現在、無堤 防となっている旧北上川河口では朝夕の満潮 で浸水する状況にあり、堤防は必要と考えてお ります。今回ご意見があった事については、 国・県へお伝えいたします。
第3章	新エネルギー等の活用	原子力に頼らない電力消費地域 「エコタウン石巻」を作ることを目 的とし、民間の協力を得て、市独自の 新エネルギーによる電力供給会社 の設立。	当市のエコタウン実現に向けての取組につ いては、以下のとおり記載しています。 P92 ◆新エネルギー等関連産業の展開 「・災害に強い世界最先端のエコタウンの実現 等によって、産業の創造と雇用の創出が図られ る魅力的な都市としての復興に向け、産学官 の協働組織である「石巻復興協働プロジェクト 協議会」を設置し、連携体制の確立を図るとと もに、新エネルギー等関連産業の集積に努め ます。」 ご意見については、今後、復興に向けて具 体的な取組を実施する際の参考とさせていた だきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	被災者への 生活支援  被災者の 健康支援	被災者サポートの中で、問題を抱えた人を適切な専門家に繋ぐことのできるシステムを構築してほしい。特に自ら声をあげられない方の問題を適時に解決するためには、女川町で行われている仮設住宅の巡回相談が参考とならないか。	ご意見の主旨については、以下のとおり、記載しています。 P46 ◆応急仮設サポートセンター等の整備と支援の実施 「・応急仮設住宅建設地域内に整備した応急仮設サポートセンター(ささえあいセンター)において各種相談支援事業を実施します。」 具体的には、専門職による相談支援について、既に、社会福祉士、看護師、歯科医師等による相談会を委託しているほか、各種団体により弁護士、精神保健福祉士等の専門家による相談会なども実施されています。引き続き、効果的な支援となるよう、専門家による巡回相談を実施してまいります。
第3章	被災者への 生活支援	被災者生活再建支援制度のうち加算支援金の申請期限を5年程度に延長してほしい。	住宅の再建、復興に要する期間を考慮し、宮城県を通じ国に対して申請期限延長を要望してまいります。
第3章	被災者への 生活支援	被災者生活再建のための各種補助、助成制度について、活用にあたって理解が難しいことから、行政窓口の一元化が必要と考える。	被災者への生活再建支援として、生活資金、生活物資等生活に係る広範な支援が必要であり、行政分野でも福祉・健康・環境・住宅と多岐にわたっておりますことから、生活再建支援金、弔慰金、義援金、災害援護資金貸付等を含め、担当セクションの連携を図ってまいります。
第3章	地域医療の 復旧・復興	市立病院の再建に当たり、太陽光や風力発電等を導入し、省エネ化を図り、非常用エネルギーとして活用するべきではないか。	市立病院に再建に当たっては、太陽光等の導入についても考慮に入れて検討するなど、具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	地域医療の 復旧・復興	市立病院を中心部に建設する。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 石巻市立病院の再建及び機能については、以下のとおり記載しています。  P54 ◆復旧期における診療体制の整備 「石巻市立病院が果たしてきた役割を踏まえ、震災時においても機能する病院として、現地以外での再建を目指すこととし、石巻赤十字病院等との相互連携により、急性期から慢性期、在宅までの幅広い診療及び研修体制を充実させることにより、石巻医療圏において完結できる医療体制を目指します。 ・石巻市立病院の再建までの間は、石巻赤十字病院が増床整備する仮設病棟等に、市立病院の医療資源を最大限に活用することで、石巻医療圏における当面の二次医療を確保します。」
第3章	地域医療の 復旧・復興	市立病院の候補地は、公共交通機関のある場所又は今後建設する公営住宅付近とする。	現在、市立病院の再建場所については、敷地規模、交通、防災等様々な観点から検討中です。 また、再建する市立病院の機能については、宮城県地域医療復興の方向性の中で、「石巻市立病院と石巻赤十字病院の機能分化・連携強化により、医療圏全体で切れ目のない医療提供体制を構築」とあり、それに沿って検討していくこととなります。
第3章	地域医療の 復旧・復興	総合診療医及び検査技師を採用し、最先端の高度医療機器の導入又は検査機関の充実を図るべきではないか。	
第3章	地域医療の 復旧・復興	地方病院ならではの最終医療(末期医療)へ取り組むべきではないか。	
第3章	恒久住宅の 復旧・復興	鹿妻地区へ小規模のものでも良いので災害公営住宅を建設していただきたい。浸水区域であっても盛土や2階以上を居住スペースとするなどの対策をとり、避難ビルと兼用することもできると思う。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。災害公営住宅の整備については、以下のとおり記載しています。  P57 ◆災害公営住宅の整備 「被災者の恒久的住居を確保するため、住民意向を確認しながら具体的な場所や整備数を確定し、県等と連携しながら災害公営住宅の整備を推進します。」 災害公営住宅の整備に当たっては、地区毎にバランスの取れた供給戸数が確保できるよう努めます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	恒久住宅の 復旧・復興  新エネルギー等 の活用	新市街地に建設される住宅については、長期優良住宅、太陽光パネル付の高気密高断熱住宅の建設を推進するため、従来の補助金や減税措置のほか、市独自の補助制度の創設などを行うべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	恒久住宅の 復旧・復興  中心市街地 商店街の 復旧・復興	まちなかを「石巻の生活文化中心」として再生させることが必要であることから、老人介護付き住宅やグループホーム型住宅、若者向け住宅など、多様なタイプの復興住宅を供給するとともに、文化・芸術・歴史など様々な人が暮らし、活動が集積するコンパクトな市街地形成が必要と考える。	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。なお、多様なタイプの災害公営住宅、活動が集積するコンパクトな市街地形成に関する考え方は、それぞれ以下のとおり記載しています。</p> <p>P57 ◆災害公営住宅の整備 「・災害公営住宅については、住民交流によるコミュニティ活性化や子育て、高齢者支援等の観点から、多様な住居形態に配慮しながら整備を推進します。」 「・中堅所得者層の高齢者世帯、子育て世帯等向けの優良な賃貸住宅を供給するため、災害復興型地域優良賃貸住宅の整備を推進します。」</p> <p>P76(1) 中心市街地商店街の復旧・復興 課題と方向性 「蛇田地区の広域型商業地との機能分担も考慮しながら、これまで以上に、再開発事業等の促進を図るとともに、水辺と親しめる空間づくりや安全で安心して歩き、暮らすことのできる、コンパクトなまちづくりを推進し中心市街地商店街の再建に努めます。」</p> <p>P76 ◆中心市街地商店街の復旧・復興 「・再開発事業や協調建替え、定期借地権等の活用を促進し、商業機能のみならず、居住人口の増加や福祉機能の充実など、職住近接型の多様な機能が集積する、歩いて暮らせる高齢者にやさしいまちづくりに取り組みます。」</p>
第3章	恒久住宅の 復旧・復興	災害公営住宅の整備にあっては、品質の確保や経済性、環境性能、環境負荷を重視し、短工期で施工できる住宅を検討する必要があり、また、発注方法についても時間をかけない方法の選択が必要である。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	恒久住宅の 復旧・復興	災害公営住宅整備事業については、公共供給数を増やすため、民間借上のほか、市による買い取りも検討すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	恒久住宅の 復旧・復興	災害公営住宅整備事業の公共供給分について、施工が早く、性能が良く、コストがリーズナブルで、また、住宅以外にも公共施設等幅広い用途で活用のできる、「NSF工法(スチールハウス)」を検討してほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	恒久住宅の 復旧・復興	再開発等における住宅等保留床に対して、行政による積極的な保留床の取得並びに借上げを望む。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	恒久住宅の 復旧・復興	蛇田、渡波の新市街地への移転が認められる区域以外に居住していた世帯で移転を希望している被災者に対し、市が購入した土地を低い地代で定期賃借するなどの支援を行うべき。	今後、復興に向けた具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	災害廃棄物の処理	災害廃棄物の木質系については、燃料及び原料として有効利用のできる企業が立地しているので、このような企業に対して積極的に援助を考えるべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	公共交通の復旧	線路をまたぐ形でJR石巻駅を駅ビル化し、南北両側に入り口を設ける。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	公共交通の復旧	JRの早期復旧はもちろんのこと、沿岸地域の路線の見直しとともに復線化、市が補助することによる低運賃化を実施してほしい。	早期復旧及び復線化については、これまでもJR東日本に対し要望してきており、今後も継続して要望していきます。 運賃に対する補助についてですが、補助金は特定の目的に沿って、特定に対象に交付されるものであり、目的及び対象者が不特定な上、その補助金額も相当程度多額になると予想されることから市の補助による低運賃化は困難であると考えております。
第3章	公共交通の復旧	既存の蛇田駅を仙台寄りに移転させ、付近に大規模な無料又は低価格の駐車場作ってほしい。仙台―蛇田間を30分程度で移動できるようにし、仙台のベッドタウンとして位置付けられるようにしてほしい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。蛇田駅の移転については周辺の将来計画や将来の需要予測について相当程度の調査が必要であり、現在の駅利用者も多いことから、現段階では考えておりません。 また、石巻・仙台間の時間短縮については、これまでもJR東日本に要望してきており、これからも要望していきます。



章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	公共交通の復旧	仙石線の早期全線復旧については、市民全体も非常に関心の高い課題であることから、東松島市と異なる通勤者等の状況を尊重した意見を、JRと国双方に対して述べてほしい。	仙石線の復旧は、石巻市のみならず東松島市をはじめとする沿線市町にとって優先される共通課題であり、これからも連携しながら国及びJR東日本に対する要望を実施してまいります。
第3章	公共交通の復旧	離島航路の現在の発着所ではアクセスが不便であることから、元の発着所の早期復元を目指すのか、現在の発着所と中心市街地や蛇田地区を結ぶバスや乗合タクシー等を設定するのか、結論を早急に出してほしい。	離島航路の元の発着場の復旧については、以下のとおり記載しています。 P66 ◆離島航路の整備 「新規浮き桟橋の整備による被災港の復旧、新造船の導入推進、これらに基づく寄港地集約を踏まえ、離島航路の利便性の充実と利用者の安全確保を図ります。」 また、離島航路発着所については、元の発着所の復旧に向けて事業者と準備を進めており、併せて運航ダイヤについても、震災前ダイヤ復旧の準備を進めています。
第3章	公共交通の復旧	地域の復旧復興には鉄道の早期再開が不可欠であることから、JRだけに負わせず、行政も一緒に復旧を考える必要があると思う。	ご意見の主旨は、以下のとおり記載しています。 P65 ◆JR仙石線・JR石巻線・JR気仙沼線の早期全線復旧 「鉄道の復旧に係る工事費の負担については、被災した地元市町村はもとより、広範囲で甚大な被害を受けたJRの双方の負担の大幅な軽減が必要であることから、国の全面的な支援を求めながら、災害に強い鉄道の整備を要請します。」
第3章	公共交通の復旧	渡波新市街地地区、水明地区、中里又は石巻赤十字病院付近に新駅を設置願いたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 新駅の設置には周辺の開発計画やそれに基づく綿密な将来需要予測が必要になることから、復興市街地整備計画と合わせ、必要な調査の実施を行うなどとして検討していきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	漁港及び魚市場の 復旧・復興  観光業・施設の 再生復興	魅力ある観光地とするために、日本屈指の漁港・加工場の力を結集した魚市場をつくり、市場を中心に大駐車場や土産物店、買った魚介類をその場で調理できる場所等を復興予算でつくるべき。サン・ファン等も活用すべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。なお、観光機能を持つ魚市場の考え方は以下のとおり記載しています。 P70 ◆石巻市水産物地方卸売市場の整備 【石巻売場】 ・高度衛生管理の導入などにより、海外マーケットにも通用する産地市場を目指します。 ・津波避難機能や観光機能等を兼ね備えた多機能な市場を目指します。 【牡鹿市場】 高品質の活魚の取扱いや沿岸捕鯨を主力とする、特色ある産地市場を目指します。」  P82◆新規観光戦略施設の整備 「・観光客が見学できる、水産都市ならではの魚市場を目指します。 ・金華山や雄勝硯など既存の観光素材や施設を含め、自然と親しむマリーナや公園、漁業と観光の共生を図るための地場海産物などを販売する施設整備を推進します。」
第3章	被災水産業への 再生支援	外国人等の特区をつくり、インドネシアやフィリピン等の特定の国と友好関係を築き、加工等の技術を伝えたり、従業員の少ない水産加工場の力になっていただいているかどうか。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 当市では、水産加工業等において外国人研修生の受入事業を実施してきましたが、本震災によって中断しております。今後、水産加工業等の復興状況を踏まえつつ、商工会議所等関係機関と調整を図りながら受入事業の再開について検討してまいります。
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	中心市街地の再開発をどのような形で進めていくのか、どのような業種を中心に展開するのか、飲食業や小売業の事業者に対していかなる支援が可能なのか、地域の事業者や住民の意見を聴く機会を多く設け、ビジョンを明らかにしてほしい。	中心市街地の再開発については、地元関係者により事業化に向けた取組が進められており、今後も広く関係者からのご意見を参考にしながら、事業熟度の向上を図ってまいります。
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	大規模な再開発には、意識して地域の声を多く吸い上げるようにすべき。	
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	今後、建設する公共施設等について、将来有望な建築家や漫画家のデザインにより建設するほか、コンクールによりモダンな建築物を配置し、観光スポットとなりうる素敵な街並みとする。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	市街地再開発のほか、数名での 建て替えや共同化を支援する優良 建物整備事業について、要綱等を 定め、積極的支援を望む。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施す 際の参考とさせていただきます。
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	中心市街地内の各所で復興の構 想・計画が検討され始めていること から、各々の動きを踏まえた上で、 町(ゾーン)全体としての魅力ある 復興計画を期待する。	今後、復興に向けた具体的な取組を実施す 際の参考とさせていただきます。「災害に強 い住居地域」としての中心市街地商店街、親水 性を持つ中心市街地商店街の活性化など については、以下のとおり記載しています。
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	既存の商店街(中心市街地)を利用 して、観光地化するには無理が ある。視点を変え、無駄に投資せ ず、商業地域から「災害に強い住 居地域」に変えていくのが無難か と思う。	P18 (1)市街地の土地利用 「旧北上川河口部に位置する中心市街地エリ アは、河川堤防と一体となったまちづくりを基本 とし、新たな土地活用の手法を導入しながら市 街地再開発等を行い、商業業務機能や居住機 能のほか、多様な都市機能を集積させ、にぎわ いある新生中心市街地を目指す土地 利用を推進します。」
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	賑わいのある中心市街地再生の ため、住み続けること、生業がある こと、人が集まる必要があるとあり、 水とともに生きる石巻の魅力を最大 限に活かした将来像が必要と考える。	P76 (1)中心市街地商店街の復旧・復興 課題と方向性 「蛇田地区の広域型商業地との機能分担も考 慮しながら、これまで以上に、再開発事業等 の促進を図るとともに、水辺と親しめる空間づくり や安全で安心して歩き、暮らすことのできる、コ ンパクトなまちづくりを推進し中心市街地商店 街の再建に努めます。」
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	転出した住民や商業者をまちな かに呼び戻すための優遇措置等 の施策・支援を要望する。	P76 ◆中心市街地商店街の復旧・復興 「・中心市街地商店街の被災状況、廃業者数、 再開意向の把握等、基礎的調査を実施し、復 興に向けた中心市街地活性化基本計画を見 直します。 ・再開事業や協調建替え、定期借地権等 の活用を促進し、商業機能のみならず、居住人 口の増加や福祉機能の充実など、職住近接型 の多様な機能が集積する、歩いて暮らせる高 齢者にやさしいまちづくりに取り組みます。 ・中瀬地区の有効活用を含め、水辺と親しめる 空間づくりに努めます。 ・安全で安心して歩き、暮らすことができ よう、避難路や避難機能の整備に努めます。」
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興  観光業・施設の 再生復興	既存の商業と相乗効果をもたら すような観光等の新たな機能の導 入へのインセンティブを与えるよ うな施策があれば、より活性化が図 られると考える。	
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	全体まちづくりを意識した計画を 行っていくような連絡・調整の場・ 組織体、さらには条例・デザイン コード等の設置が必要と考える。	中心市街地商店街の復旧・復興は、地元の 動きを十分に踏まえて推進していきます。
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	各プロジェクトへの専門コンサル タント等の派遣及び派遣費用、協 議会等運営費用の助成が必要と 考える。	

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	再開発等が進むまで時間を要し、街の疲労が危惧されることから、仮設まちなか復興マルシェ、まちなかコミュニティーシアター東北館、復興屋台村など、回遊性を意図した集客施設を官民一体で早急に立ち上げ、市民生活文化の発信と被災地ツアーの受け皿が急務と考える。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 なお、復興マルシェ、復興屋台村、被災地ツアーなどについては、それぞれ以下のとおり、記載しています。  P76 ◆中心市街地商店街の復旧・復興 「店舗の再開に向け、復旧期における仮設店舗設置等の支援のほか、各種金融支援策等の拡充・強化に努めます。 ・地域の優れた食材を活用した街なかでの復興イベントや復興屋台村などの開設により、賑わいの創出に努めます。」
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	護岸にボードウォークを敷き、パソルショップ、移動販売車による移動マルシェなどにより、市民に開かれた賑わいのある護岸整備や護岸の利用制限緩和をお願いします。	P82 ◆復興促進イベントの開催 「・震災によって未曾有の被害を受けた本市への「防災ツアー」、「復興ツアー」等への支援を行い交流人口の増加を図ります。」  中小機構基盤整備機構の制度を活用した各種小売業や飲食店21店から構成される仮設店舗群が立町において12月にオープンする予定となっています。
第3章	中心市街地 商店街の 復旧・復興	石巻駅周辺に通勤利用者のための格安料金駐車場を作る。	今後、復興に向けた具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	中心市街地 商店街 の復旧・復興  観光業・施設の 再生復興	中瀬は、市民と水(川)をつなぐ「石巻の原風景」であり、また、元来、川湊石巻の中心といえる場所であることから、この度の被災の鎮魂の意味も含め、水(自然)とのかかわりをより強く身近に感じることでできる大規模な公園とすることを望む。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 なお、中瀬地区の活用については、以下のとおり記載しています。  P75 ◆中心市街地商店街の復旧・復興 「・中瀬地区の有効活用を含め、水辺と親しめる空間づくりに努めます。」

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	<p>中心市街地 商店街 の復旧・復興</p> <p>観光業・施設の 再生復興</p>	<p>中瀬の大部分を桜や梅など季節の木々で覆うとともに、石ノ森萬画館、旧石巻ハリストス正教会の復元に加え、サン・ファン・パウティスタを中瀬に移転することを提案する。</p>	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。なお、中瀬の活用、観光に関する考え方は、以下のとおり記載しています。</p> <p>P75 ◆中心市街地商店街の復旧・復興 「・中瀬地区の有効活用を含め、水辺と親しめる空間づくりに努めます。」</p> <p>P81 ◆観光施設の復旧・復興 「・地域住民の意向等を踏まえながら、観光復興プランを早急に策定します。・石ノ森萬画館や雄勝硯伝統産業会館、おしかホエールランドをはじめとする本市の主要な観光施設の早期復旧に努めます。」</p> <p>P82 ◆新規観光戦略施設の整備 「・特に被害の大きかった地区を重点的に考慮しながら、観光ルートの再構築に努めます。 ・交流人口の増加に向けて、グリーンツーリズム等の滞在型観光の取組を強化するとともに、宿泊施設の整備を促進します。 ・石ノ森萬画館を核とした、中瀬地区の公園整備と有効活用を促進し、中心市街地の活性化と連動したまちなか観光の推進に努めます。 ・観光客が見学できる、水産都市ならではの魚市場を建設します。 ・金華山や雄勝硯など既存の観光素材や施設を含め、自然と親しむマリーナや公園、漁業と観光の共生を図るための地場海産物などを販売する施設整備を推進します。」</p>
第3章	<p>中心市街地 商店街の 復旧・復興</p> <p>観光業・施設の 再生復興</p>	<p>中瀬に北上川や牡鹿半島を周遊する観光船の発着場を有する、「川の駅」の整備を提案する。</p>	<p>今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。</p>
第3章	<p>被災農林業への 再生支援</p>	<p>合板工場の復興と林業の再生にも繋げるため、宮城県グリーン製品に認定されている宮城県産合板・LVLを公共建築物並びに復興に伴う公営住宅等の建設資材として指定し、設計から建設の発注に際しては、指定合板・LVLの使用を義務付けるべき。</p>	<p>従来から公共工事については、宮城県グリーン製品の利用に努めており、今後も利用を推進してまいります。ご意見は、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。</p>
第3章	<p>観光業・施設の 再生復興</p>	<p>世界中からISHINOMAKIに人々が訪れることから、観光というジャンルに挑戦するべきではないか。</p>	<p>ご意見の主旨は、P81からの(1)観光業・施設の再生復興において記載しています。</p>

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第3章	観光業・施設の 再生復興	川村孫兵衛の重吉神社やお墓の整備とともに、周囲にプロムナードなどをつくって孫兵衛で観光客を呼べるような街づくりをお願いしたい。また、「川村孫兵衛記念館」をつくり、石巻の歴史をPRしていくことも重要。	今後、復興に向けた具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。
第3章	産業の活性化と 新産業の育成  新エネルギー等 関連産業の集積	新たな産業を創造し、個性ある石巻を創造する。また、若い世代に繋ぎ、「住んで良かった」と言わせる町づくりをしていただきたい。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 新産業の育成や企業誘致については、以下のとおり記載しています。 P92 ◆震災復興特区を活用した企業誘致及び新産業の育成 「・新たな産業の創出や企業の誘致は本市産業経済の復興に向けた有効な手段の一つであることから、思い切った税制の優遇策や立地する際の各種法的手続きの簡素化など、企業の進出意欲が高まるような優遇策を盛り込んだ震災復興特区の活用に取り組みます。 ・市民提案による産業用地の確保を進めるほか、浸水区域外への新たな産業用地の整備を推進します。 ・操業して間もない企業を応援するため、税制の優遇措置を受けられるエンジェル税制などを周知し、新規創業しやすい環境の醸成に努めます。 ・早期の復旧に向けた支援について、被災地応援ファンド活用に関する情報の提供や経営の専門家による相談会の実施など、事業者の積極的な取組みに対する支援に努めます。」
第6章	部門別計画の 早期策定と 進行管理・見直し	復興の過程では様々な問題が予想されるため、幅広い方々の声を吸い上げる必要があると思われることから、復興計画遂行過程の検討へ、市民・専門家・支援者等を入れた会議を構成することはできないか。	ご意見の主旨については、以下のとおり記載しています。 P125 (2)部門別計画の早期策定と進行管理・見直し 「・今後、各分野の復興事業を着実に実行していくためには、各担当部門において詳細な実施計画を策定することが必要です。それぞれの実施計画を策定後、市民等の意見を取り入れながら事業の進捗管理を行ってまいります。」  復興事業の進捗管理の具体的な方法については、ご意見も踏まえながら、市民・専門家等から構成される会議の設置も含めて、検討していきます。

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第6章	部門別計画の 早期策定と 進行管理・見直し  産学官民の協働 による体制づくり	専門的な市の提案を素直に受け 入れ、細目についてコミュニケー ション・連携をしながら進め、住民 が考える「個性ある地域づくり」をす るべき。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する 際の参考とさせていただきます。復興事業の推 進に当たり、市と他の主体とのコミュニケーシ ョン・連携については、以下のとおり記載してい ます。  P126 2 復興の実現のための体制づくり 「(2)産学官民の協働による体制づくり 膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行してい くに当たっては、行政の力だけでは不可能であ ることから、内外を問わない民間企業、有識 者、NPO法人等のほか、市民と連携しながら、 そのノウハウ及び人的支援を活用しながら事業 を推進していきます。」
第6章	産学官民の協働 による体制づくり	復興の姿として「住んで良かつ た」と将来を託す人々に言わせるま ちづくりをしていきたい。住民・行 政・NPOなど一体化しながら石巻 の復興に取組むべき。コミュニケー ションと連携、加えてスピード感が 必要。	今後、復興に向けて具体的な取組を実施する 際の参考とさせていただきます。 住民・行政・NPOなどが一体化した復興への 取組に関する考え方は、以下のとおり記載して います。 P126 (2)産学官民の協働による体制づくり 「・膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行して いくに当たっては、行政の力だけでは不可能 であることから、内外を問わない民間企業、有 識者、NPO法人等のほか、市民と連携しなが ら、そのノウハウ及び人的支援を活用しながら 事業を推進していきます。」
第6章	産学官民の協働 による体制づくり	市からの提案の中で、市とコミュニ ケーションと連携を深め「個性ある 浦屋敷創り」をしたい。	以下のとおり記載していますように、市民の皆 様等と十分に連携しながら復興事業を推進し たいと考えております。  P126 2 復興の実現のための体制づくり 「(2)産学官民の協働による体制づくり 膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行してい くに当たっては、行政の力だけでは不可能であ ることから、内外を問わない民間企業、有識 者、NPO法人等のほか、市民と連携しながら、 そのノウハウ及び人的支援を活用しながら事業 を推進していきます。」
第6章	復興の実現の ための体制づくり	個性ある石巻をつくるために、市 が方向性を出し、市民が知恵を出 していく姿が望ましいのではない か。	ご意見の主旨については、以下のとおり記載 しています。 P126(2)産学官民の協働による体制づくり 「・膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行し ていくに当たっては、行政の力だけでは不可能 であることから、内外を問わない民間企業、有 識者、NPO法人等のほか、市民と連携しなが ら、そのノウハウ及び人的支援を活用しながら 事業を推進していきます。」

章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第6章	復興の実現の ための体制づくり	日本国の威信をかけた国際的な 防災(TUNAMIに特化してもよい) 都市として、記憶を継続させ、世界 に向けて津波の実態・悲惨・防災 を伝えていくのは石巻市の責務で あることから、日本最高レベルの頭 脳・技術を集結させ、国家事業とし て取り組むべき。	今後、復興に向けた具体的な取組を実施す る際の参考とさせていただきます。なお、復興 の実現のための体制づくりに関する考え方は、 以下のとおり記載しています。  P126 2 復興の実現のための体制づくり 「(1)事業を実施できる体制づくり ・現在は、本震災に伴う各種窓口業務、災害 復旧事業などによって急激に業務が増大して おり、国・県・各自治体等からの人的支援を受 けながら業務を行っております。さらに今後は、 復興事業の執行に当たり、一層膨大な事務量 が発生することが予想され、現在の本市の人員 体制では迅速な事業執行は実質的に不可能 であることから、早期復旧・復興に向け、国・県・ 各自治体等からの十分な人的支援を継続的かつ 強く要望していきます。 (2)産学官民の協働による体制づくり 膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行してい くに当たっては、行政の力だけでは不可能であ ることから、内外を問わない民間企業、有識 者、NPO法人等のほか、市民と連携しながら、 そのノウハウ及び人的支援を活用しながら事業 を推進していきます。」
第6章	膨大な事業費への 財源の確保  震災復興特区 制度の活用	復興計画に対する予算の裏づけを わかりやすく説明してください。	第179回臨時国会において、平成23年11月21 日、平成23年度第3次補正案が可決・成立しま した。その規模は、総額12兆円余りであり、その うち東日本大震災関連の復興費用として9兆円 余りが計上されています。 復興費用は、①被災地の自治体が区画整理 事業や住民の集団移転など復興関連事業に 活用できる「東日本大震災復興交付金」の創設 (1兆5,612億円)、②各種補助事業を実施する 上での地方自治体負担の軽減のための交付 税の加算(1兆6,635億円)、③道路などのイン フラ整備や、被災した学校の復旧などの公共 事業復旧費として、1兆4,734億円、中小企業 や農林漁業者などの資金繰り対策(6,716億 円)などを主な内容としています。 この第三次補正予算の成立により、被災市町 村が復興事業を推進していくに当たっての被 災市町村の財政負担は大幅に軽減されること となります。 当市が実施する復興事業については、事業 効果、重要性、市の事業執行体制などを勘案 した上での精査・選定が必要になりますが、当 市が着実に復興していけるよう、補正予算を最 大限活用してまいります。



章番号	項目	御意見・御提言の内容 (要旨)	石巻市の考え方 (ページ数は、石巻市震災復興 基本計画(素案)のものです。)
第6章	震災復興特区 制度の活用	市内には建物を建てられる土地が 限られているため、市街化区域内 の農地を活用できるような特例法を 定めてほしい。	市街化区域内農地については、農地法第4 条・第5条の規定により、農業委員会への届出 で農地以外に転用することができます。
第6章	震災復興特区 制度の活用	復興特区内にある相続税の納税 猶予の特例を受けている農地(市 街化区域内)のうち、震災によって 営農困難となり、なおかつ20年の 期限までにその特例を受けている 農地の復旧であるものについて は、震災復旧の用に供する貸付、 譲渡等を行っても課税されないこと とする特例法を定めるよう国へ伝え てほしい。	復興計画の円滑な推進に寄与するためにも、 機会を捉えて国に対して、特例措置等に関する 要望意見を伝えてまいります。
第6章	震災復興特区 制度の活用	課税免除に関する特例措置が困 難な場合は、猶予打ち切りの際の 利子税の免除、減免措置や譲渡し た面積が納税猶予の特例を受けて いる農地の総面積の20%以上で あっても、その譲渡した面積の分の みに対する課税とするなどの措置 をとっていただきたい。	